宜野湾市長　殿

**他法令の手続き状況一覧表**

申請者氏名：

申請墓地の地番：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法令 | | 手続き状況 |
|  | 国土利用計画法 |  |
| ② | 宗教法人法 |  |
| ③ | 都市計画法 |  |
| ④ | 土地区画整理法 |  |
| ⑤ | 沖縄県県土保全条例 |  |
| ⑥ | 建築基準法 |  |
| ⑦ | 自然環境保全法・自然環境保全条例 |  |
| ⑧ | 自然公園法・沖縄自然公園条例 |  |
| ⑨ | 森林法 |  |
| ⑩ | 農地法 |  |
| ⑪ | 景観法 |  |
| ⑫ | 地すべり防止法 |  |
| ⑬ | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 |  |
| ⑭ | 文化財保護法 |  |
| ⑮ | その他（都市公園法等） |  |

※手続き状況欄には、「該当なし」「許可済」「許可申請中」「届出中」等、具体的に分かるように記入すること。

**①国土利用計画法（昭和49年法律第92号）**

　国土利用計画法第23条の規定により、下記面積以上の土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設置を受けることとなる者は、市長を経由して知事に届け出なければならない。

1. 都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域にあっては、二千平方メート

ル

　(2)都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域（(1)に規定する区域を除く。）にあっては、五千平方メートル

　(3)(1)及び(2)に規定する区域以外の区域にあっては、一万平方メートル

**②宗教法人法（昭和26年法律第126号）**

　宗教法人が事業活動として霊園経営を行う場合は、宗教法人法に基づき認証を得た規則において、墓地等経営を行う旨の規定があること。

**③都市計画法（昭和43年法律第100号）**

　(1)法第11条第1項の規定により、都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法第59条による知事又は国土交通大臣の認可をもって、墓地経営の許可があったものとみなされる。ただし、認可を受けた事業体が当該墓地を経営・管理する場合に限る。

　(2)都市計画法第29条により、1ヘクタール以上の墓地の開発行為を行う者は、県知事の許可を受けなければならない。

**④土地区画整理法（昭和29年法律第119号）**

　法第11条第2項の規定により、土地区画整理事業の施行による墓地の新設又は廃

止については、事業計画の知事の認可をもって、墓地経営の認可があったものとみなさ

れる。ただし、認可を受けた事業体が当該墓地を経営・管理する場合に限る。

**⑤沖縄県県土保全条例（昭和48年法律第53号）**

　沖縄県県土保全条例第6条の規定により、三千平方メートル以上の一団の土地につ

いて開発行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない、（県土全域を

対象とする。）

**⑥建築基準法（昭和25年法律第201号）**

　建築基準法第6条の規定による建築物を建設しようとする場合は、建築主事の確認

を受けなければならない。

**⑦自然環境保全法（昭和47年法律第85号）**

自然環境保全条例（昭和48年条例第54号）

　(1)自然環境保全法第25条及び自然環境保全条例第20条の規定により、自然環境保全地域の特別地区においては、国指定地区にあっては環境大臣の、県指定地区にあっては知事の許可を受けなければ、木竹の伐採、工作物の新・改・増築、土地の形質の変更等の行為をしてはならない。

　(2)自然環境保全法第28条及び自然環境保全条例第22条の規定により、自然環境保全地域の普通地区において、工作物の新・改・増築、土地の形質の変更等の行為をしようとする者は、国指定地区にあっては環境大臣に、県指定地区にあっては知事にその旨を届け出なければならない。

**⑧自然公園法（昭和32年法律第161号）**

　沖縄県自然公園条例（昭和49年条例第10号）

　(1)自然公園の特別地域又は特別保護地区においては、国立公園にあっては環境大臣の国定指定、県立自然公園にあっては知事の許可を受けなければ、工作物の新・改・増築、土地、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為をしてはならない。

(2)自然公園の普通地域において、工作物の新・改・増築、土地の形質の変更等の行　為をしようとする者は、国立公園にあっては環境大臣へ、国定公園・県立指定公園にあっては知事へ届け出なければならない。その場合、環境大臣又は知事、市長は届出者に対して当該行為を禁止し、制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

**⑨森林法（昭和25年法律第249号）**

　(1)森林法第25条第1項に規定する保安林の区域内で、墓地等の造成をしようとする場合は、同法第27条第1項により保安林解除の申請を農林水産大臣に提出し、解除の通知を受けなければならない。

　(2)森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象民有林の区域内で墓地を造成しようとする場合で、1ヘクタール以上のものについては、同法第10条の2による開発行為の許可を受けなければならない。

**⑩農地法（昭和27年法律第229号）**

　農地法第2条第1項に規定する農地に、墓地等を新設・拡張しようとする場合は、同法第4条又は第5条による農地を農地以外のものにする知事の許可を受けること。

**⑪景観法（平成16年法律第110号）**

　景観法第16条の規定により、景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市長に届け出なければならない。

　(1)建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

　(2)工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

　(3)都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為

　(4)前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

**⑫地すべり防止法（昭和33年法律第30号）**

　地すべり防止法第18条の規定により、地すべり防止区域内において、次に該当する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

　(1)地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）

　(2)地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）

　(3)のり切又は切土で政令で定めるもの

　(4)溜池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良

　(5)前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

**⑬急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）**

　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条の規定により、急傾斜地崩壊

危険区域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならな

い。

　(1)水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為

　(2)ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造

　(3)のり切り、切土、堀さく又は盛土

　(4)立木竹の伐採

　(5)木竹の滑下又は地引きによる搬入

　(6)土石の採取又は業種

　(7)前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

**⑭文化財保護法（昭和25年法律第214号**）

文化財保護法第九十三条の規定により、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の六十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。

文化財保護法第九十五条の規定により、国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

**⑮その他、関連法の許可を受ける。**

　(1)都市公園法（昭和31年法律第79号）

(2)土地収用法（昭和26年法律第219号）

　(3)宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）